

## 平成27年10月 ゴルフ場利用約款 東京都埼玉カントリー倶楽部

### 第1条（約款の適用）

当ゴルフ場を利用される方（会員・非会員を問わず）は本約款に従ってご利用いただくことといたします。

### 第2条（利用契約の成立）

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて所定の名簿に署名（カード等の読み取り等の署名に代わる方法を含む）してください。それにより、当倶楽部は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

### 第3条（利用の申し込み、予約金、違約金等）

プレーの申し込みは原則として当倶楽部の規定により申し込んでください。なお、偽名を使用して申し込みをした場合は、受付後であっても予約を取り消させていただきます。申し込みに際しては予約金のお支払いを求めることがあります、その取扱い及び違約の場合の手続きについては、当倶楽部の規定に従っていただきます。

### 第4条（利用の拒絶）

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることができます。この場合、利用途中であっても所定のプレー料金はお支払いいただきます。

- 満員でスタート時間に余裕がないとき
- メンバーの同伴がないとき
- 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズしたとき
- 予約（申込）者、紹介者、または同伴者の何れかが暴力団（準構成員も含む）であるとき
- 入れ墨をした者が入浴したとき
- 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行ない、又は行なうおそれがあると認められたとき
- その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき

### 第5条（休業日、開場時間等）

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間及び食堂、浴場等の利用時間、最終スタート時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時的に変更することがあります。

### 第6条（プレー継続の拒絶）

当ゴルフ場は次の場合にはプレーの継続をお断りすることがあります。

- 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき
- コース巡視員の指示及び注意に従わなかったとき
- スロープレー（ハーフ2時間30分を超える場合）により後続の組または、他のプレーヤーに迷惑をかけたとき
- エチケット・マナー・ルールに反する行為があったとき
- 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき
- その他本約款に違反したとき

### 第7条（金銭・高価品等）

フロントにお預けいただいた現金及び貴重品や高価品について、盗難・破損・紛失等の事故が生じたときは、当ゴルフ場に故意又は過失がある場合に限り、15万円を限度としてその損害を賠償します。15万円を超える現金及び貴重品や高価品はお預けにならないようお願いいたします。

フロントにて現金及び貴重品や高価品をお預かりする場合には、預かり証をお渡しします。預かり証は、利用者の責任にて保管管理してください。預かり証の盗難や紛失等については当ゴルフ場は一切責任を負いません。

預かり金品の返還は、預かり証の持参人に対し、預かり証と引換えに行います。預かり証の持参人に預かり金品を返還した後は、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

ゴルフ場によるお預かり時間は、当ゴルフ場の開場時間内とします。やむを得ず開場時間内に返還できなかった場合は、当ゴルフ場は3か月を限度としてお預かりします。3か月を経過した場合は、利用者は預かり金品の所有権を放棄したものとし、当ゴルフ場にて処分させていただきます。

### 第8条（携帯品・自動車）

利用者の携帯品、当ゴルフ場内に駐車した自動車（自動車内に存置された物を含む）の盗難・減失・毀損について当ゴルフ場は責任を負いかねます。

### 第9条（ロッカー）

ロッカー内の物品の盗難等について、当ゴルフ場は一切責任を負いませんので、ロッカー内には、貴重品や高価品を入れないようにしてください。ロッカーの鍵は、利用者の責任にて保

管管理してください。万が一、ロッカーの鍵を紛失したことによりトラブルが生じたとしても当ゴルフ場は責任を負いかねます。また、鍵の紛失による修理に要した費用は、相応分をお支払ください。

当ゴルフ場が緊急のため必要があると認めた場合は、ロッカーを開錠し、点検する場合がございます。

### 第10条（危険防止とエチケット、マナーの厳守）

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますのでプレーヤーはエチケット、マナーを守りキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

### 第11条（キャディ付とセルフプレーとの選択）

当ゴルフ場では、キャディ付プレーとセルフプレーとを選択していただくことになっております。キャディ付プレーを希望する場合には、プレー予約時点で必ず申し出てください。尚、キャディ付プレーを希望する場合でも、キャディの都合等によりキャディを用意できない場合があります。

### 第12条（乗用カートとキャリーカートの選択）

当ゴルフ場におけるゴルフプレーに際しては、乗用カート利用とキャリーカート利用の方法があります。

乗用カート利用を希望する場合には、予約時点で必ず申し出てください。尚、乗用カート利用を希望する場合でも、配車の都合等により乗用カートを用意できない場合があります。

乗用カートまたはキャリーカートを利用する場合には、別途定める利用約款に従ってください。万一、乗用カートまたはキャリーカート使用に伴い事故が生じた場合にも、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

### 第13条（ティグランドにおける素振り）

素振りはティマーク内の打席または特に指定された場所以外では、なさらないでください。プレーヤーはみだりにティグランドに立ち入らないでください。

### 第14条（飛距離の確認）

先行組に対しては、後発組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球してください。

### 第15条（キャディ又はフォアキャディの合図）

キャディ又はフォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

### 第16条（打者の前方に出ないこと）

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

### 第17条（隣接ホールへの打ち込み）

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球してください。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

### 第18条（待避及び待避所）

後続組に対して打球させるときは先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に待避してください。待避所の設けてあるホールでは、後続組が打ち終わるまで必ず待避所内に待避してください。

### 第19条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールに進んでください。

### 第20条（雷鳴のあった場合）

雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、待避所等安全と思われる場所に待避してください。

### 第21条（火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸がらは必ずよく消して灰皿にお入れください。

### 第22条（違背の場合の責任）

利用者が第12条、第13条、第14条、第15条、第17条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合や、第12条、第13条、第16条、第18条、第19条、第20条に違背し自ら傷害等の被害を受けた場合はもちろんのこと、その他ゴルフ場内外での事故について、当ゴルフ場は損害賠償等の責任は一切負いません。

### 第23条（プレー終了後のクラブ等の確認）

プレーを終了した後は、利用者は自らクラブの種類及び本数並びに所持品（衣類を含みます）について相違ないか慎重に確認してください。利用者の確認後は、当ゴルフ場は、クラブの種類との相違、本数の不足若しくは毀損並びに所持品の紛失等について一切責任を負いません。

### 第24条（宅配便）

当ゴルフ場は、ゴルフクラブ、バッグ、シューズ等について、宅配便の受付を行います。ただし、当ゴルフ場は、宅配便の受付、保管等に際し、これらの物品に盗難・破損・紛失等の事故が生じても一切の責任を負いません。

### 第25条（忘れ物）

当ゴルフ場での忘れ物については発見の日から3か月を限度としてお預かりします。忘れ物をした方は、上記期間内に当ゴルフ場に来場し、忘れ物を受領してください。なお、3か月を経過しても忘れ物を受領しなかった場合は、忘れ物の所有者はその所有権を放棄したものとし、当ゴルフ場にて処分させていただきます。

### 第26条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意、または過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合はその損害額を支払っていただきます。

### 第27条（施設内への持ち込み品）

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- 動物その他ペット類
- 悪臭を放つもの
- 銃砲刀剣類
- 発火、爆発のおそれがあるもの、その他の危険物
- 騒音を発するもの
- 上記に準ずるもの

### 第28条（行為の禁止）

施設内で下記の行為はお断りいたします。

- 賭博、その他風紀をみだす行為
- 物品販売、宣伝広告等の行為
- 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く）
- 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
- その他常識的見地から好ましくない行為

### 第29条（管轄）

本利用約款につき紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属管轄裁判所といたします。